

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和6年3月8日

熊本地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

1 犯罪被害財産支給手続番号 熊本地方検察庁 令和5年第2号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和6年3月8日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和4年12月29日

(2) 支給対象犯罪行為の内容

熊本県菊池郡内の工事現場敷地内資材置場において、銅線1本を窃取した行為

4 開始決定の時ににおける給付資金の額 金17万9,800円

5 支給申請期間 令和6年3月8日から同6年5月7日までの間

6 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人氏名 村田 拓也

(2) 裁判所名及び裁判年月日 熊本地方裁判所 令和5年4月17日（令和5年5月2日確定）

(3) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、令和4年12月29日、熊本県内の店舗において、同店従業員に対し、計算書に「西田」

と記入して同人になりすまし、自己が窃取した銅線1本を17万9,800円で売却し、もって犯罪収益等の処分につき事実を仮装したものである。

( 罪 名 )

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（第10条第1項前段）

7 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目12番11号

熊本地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 096-323-9068（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（熊本地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記7のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（熊本地方検察庁）の所在地を管轄す

る地方裁判所に提起しなければなりません。